

横須賀美術館 電力供給（長期継続契約）仕様書

1. 概要

- (1) 件名 横須賀美術館 電力供給（長期継続契約）
- (2) 需要場所 〒239 - 0813 横須賀市鴨居4丁目1番地 横須賀美術館
- (3) 業種及び用途 美術館
- (4) 契約種別 業務用電力

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,000V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 有（昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。）
蓄熱槽容量 冷水槽：121.7m³ 冷温水槽：150.1m³
温水槽：112.9m³
蓄熱量 冷水：（夏）2,584kWh
（冬）1,433kWh
温水：（夏）1,003kWh
（冬）1,809kWh

(2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 14,400kW（令和1年度より電力デマンド監視を導入している）
- イ 予定使用電力量 5,195,048kWh（過去2年の使用実績）
月別の使用予定電力量（2年分）は別紙1参照
- ウ 使用電力量実績等 最大需要電力・使用電力量・蓄熱電力量の実績（過去2年分）は別紙2参照

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年8月31日までとする。

なお、電力供給期間は次のとおりとする。

令和2年9月1日0:00から令和4年8月31日24:00まで

(4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 電力需給用複合計器（通信機能付き）

(5) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

横須賀市施設の第1号柱上の東京電力パワーグリッドの架空引込線と横須賀市の開閉器電源側接続点

(6) 電気料金の算定方法

ア 電気料金は各月の契約電力、使用電力量等により算定するものとする。

イ 電気料金は基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。）を合算した額とする。

(ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

・基本料金＝基本料金単価×契約電力×(1.85－力率/100)

(イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

・電力量料金＝「夏季」または「その他季」電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額

*夏季電力量料金

7月1日から9月30日までの各月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

*その他季電力量料金

夏季以外の月の各月における使用電力量1kWh当たりの単価（1銭単位）

*燃料費調整額

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料費調整単価から以下に従い算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×(±燃料費調整単価)

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）による。

※令和2年5月～令和3年4月分については2.98円/kWh

ウ 契約電力を超過した際の超過金

供給期間中の各月において、当該月の最大需要電力が契約電力を超過した場合、最大需要電力からその月の契約電力を差し引いた需要電力（以下「超過電力」という。）に対して、供給者は超過金を請求することができる。ただし、超過金は、2－(6)－イ－(ア)に基づき計算した超過電力分の基本料金の1.5倍以下とする。

エ 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(イ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

(ウ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(エ) 消費税額（地方消費税額を含む）の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(7) 電気料金の請求

ア 料金の請求は月毎に行い、請求書については原則紙で発行するものとする。

イ 請求額は算定方法に基づき各種の調整加減算を行った後、税込金額を算出し、合計とする。

ウ 請求書は教育委員会美術館運営課へ郵送する。加えて、請求内容の内訳（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を電子データにして月毎に提出する。データ形式は、エクセルやCSV等の各種の内訳が整理され、美術館運営課が利用可能なファイル形式とする。

エ 上記のデータ提出は、セキュリティが管理されたウェブページに ID 等を付与して他のものが見ることができない形で閲覧可能にする場合は、提出に代えることができる。

(8) 消費税率が変更となった場合の請求金額

ア 契約期間内に消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）並びに地方税法（昭和25年7月31日法律226号）の改正による消費税率の変更があった場合における請求金額は、新たな消費税法による消費税率に基づき次の算定方法により算出する。

| | 料金項目 | 算定方法 |
|---|----------------------|---|
| ア | 基本料金 | 基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)×1XX/110 |
| イ | 電力量料金 | 「夏季」または「その他季」電力量料金単価×使用電力量× 1XX/110±燃料費調整額 *燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価) |
| ウ | 再生可能エネルギー 発電促進賦課金 | 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量 |

* Xは改正後の消費税率（地方消費税率を含む）

* 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2-(6)-イ-(イ)・(ウ)による。

* 端数処理は、2-(6)-エのとおり。

イ 関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）の燃料調整費単価の算定方法について変更があった場合は、前項の算定方法によらない場合がある。

(9) その他

ア 力率の実績は、すべての需要場所で100%である。契約期間中は100%を保持する予定。

イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

ウ 非常用自家発電設備1台（容量：200V 400kVA、燃料：軽油950L）を有している。

エ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとする。

オ 入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

カ 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず別紙入札金額積算内訳書により算出した入札金額（税抜）を入札書に記載すること。なお、契約の締結は単価契約により行う。

キ 本入札は契約期間中の電力供給単価を競争により決定するものであるため、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が単価を改定した場合も、単価改定は行わない。

ク 使用電力量等の検針後、検針結果（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を速やかに通知すること。

ケ この仕様書にない事項は、横須賀市の指定する電力供給契約約款（以下、「電力供給契約約款」という。）の定めるところによるものとする。

コ この仕様書及び電力供給契約約款に定めのない供給条件については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）等により横須賀市と落札者と協議するものとする。

3. 連絡先

〒239-0813 横須賀市鴨居4丁目1番地 横須賀美術館

教育委員会事務局教育総務部 美術館運営課 管理担当 下田、小川

電話：046-845-1211 fax：046-845-1215

Mail：kanri-sukabi@city.yokosuka.kanagawa.jp

| 月 | 季節区分 | 使用電力量（総計）（kWh） |
|-----|------|----------------|
| 4月 | その他季 | 409,467 |
| 5月 | その他季 | 422,289 |
| 6月 | その他季 | 410,520 |
| 7月 | 夏季 | 506,271 |
| 8月 | 夏季 | 554,102 |
| 9月 | 夏季 | 473,456 |
| 10月 | その他季 | 448,949 |
| 11月 | その他季 | 392,122 |
| 12月 | その他季 | 405,196 |
| 1月 | その他季 | 425,736 |
| 2月 | その他季 | 381,701 |
| 3月 | その他季 | 365,239 |
| 合計 | | 5,195,048 |

| 季節区分 | 使用電力量（総計）（kWh） |
|------|----------------|
| 夏季 | 1,533,829 |
| その他季 | 3,661,219 |
| 合計 | 5,195,048 |

2018年度（平成30年度）

| 月 | 区分 | 契約電力 (kW) | 最大需要電力 (kW) | 使用電力量 (kWh) | 蓄熱電力量 (kWh) |
|-----|------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 4月 | その他季 | 600 | 542 | 197,230 | 40,716 |
| 5月 | その他季 | 600 | 566 | 205,178 | 40,716 |
| 6月 | その他季 | 600 | 588 | 208,385 | 40,716 |
| 7月 | 夏季 | 600 | 624 | 260,350 | 40,716 |
| 8月 | 夏季 | 600 | 617 | 278,899 | 40,716 |
| 9月 | 夏季 | 600 | 607 | 240,718 | 40,716 |
| 10月 | その他季 | 600 | 586 | 224,299 | 40,716 |
| 11月 | その他季 | 600 | 566 | 189,370 | 28,464 |
| 12月 | その他季 | 600 | 598 | 196,946 | 28,464 |
| 1月 | その他季 | 600 | 564 | 210,622 | 28,464 |
| 2月 | その他季 | 600 | 557 | 190,476 | 28,464 |
| 3月 | その他季 | 600 | 523 | 222,737 | 28,464 |
| 合計 | | 7,200 | — | 2,625,210 | 427,332 |

2019年度（令和1年度）

| 月 | 区分 | 契約電力 (kW) | 最大需要電力 (kW) | 使用電力量 (kWh) | 蓄熱電力量 (kWh) |
|-----|------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 4月 | その他季 | 600 | 530 | 212,237 | 40,716 |
| 5月 | その他季 | 600 | 530 | 217,111 | 40,716 |
| 6月 | その他季 | 600 | 528 | 202,135 | 40,716 |
| 7月 | 夏季 | 600 | 578 | 245,921 | 40,716 |
| 8月 | 夏季 | 600 | 578 | 275,203 | 40,716 |
| 9月 | 夏季 | 600 | 571 | 232,738 | 40,716 |
| 10月 | その他季 | 600 | 571 | 224,650 | 40,716 |
| 11月 | その他季 | 600 | 470 | 202,752 | 28,464 |
| 12月 | その他季 | 600 | 490 | 208,250 | 28,464 |
| 1月 | その他季 | 600 | 578 | 215,114 | 28,464 |
| 2月 | その他季 | 600 | 437 | 191,225 | 28,464 |
| 3月 | その他季 | 600 | 430 | 142,502 | 28,464 |
| 合計 | | 7,200 | — | 2,569,838 | 427,332 |

※2020年3月分使用電力量が少ないのは、3月4日より3月31日まで臨時休館としていたため。